

入札に参加される皆様へ

1 入札実施について

- ① 入札は、定刻に行います。
- ② 入札は、15分程度で終了する予定です。
- ③ 第1回の入札で落札者がなかった場合、再入札を1度だけ行いますので、参加する方は、そのまま待機してください。

2 契約手続きの説明について

- ① 落札された方には、入札が終了した後に、契約事務の説明を行いますので、そのままお残りください。

3 入札書の記載事項について

- ① 入札書には、入札参加者の所在地、名称及び代表者名を記入のうえ押印してください。
- ② 委任状を提出して入札に参加された方（代理人が入札する場合）については、入札書に入札参加者の住所、氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入のうえ、押印（委任状と同一のもの）してください。この場合は、被代理人の押印は省略できます。
- ③ 入札書は黒のボールペンか万年筆で記入してください。また、金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。なお、金額の訂正はできません。
- ④ 投入した入札書の引き換え又は撤回をすることはできません。
- ⑤ その他、入札心得書の第13（入札の無効）に記載されている事項（裏面を御参照ください。）に該当しますと、無効入札となりますので、御注意ください。

入札心得書抜粋

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格確認申請書、その他提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (2) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他の不正な行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 入札の時点において、入札に参加する者に必要な資格を喪失している者の入札
- (10) 2 通以上を入札した者の入札
- (11) 自己のほか、他の者の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 2 人以上の代理人をした者の入札
- (13) 前各号に定める事項のほか、指示した条件に違反した者の入札